綾瀬市長 殿

綾瀬市情報公開審査会 会 長 永 山 茂 樹

行政情報公開請求一部公開決定処分に関する審査請求について(答申)

平成30年5月11日付けで諮問された平成29年7月8日に発生した火災の出火原因一部公開の件(諮問第23号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成29年7月8日に発生した火災の出火原因について、一部公開とした決定は 妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨について

審査請求の趣旨は、綾瀬市長が平成30年1月26日付けで、平成29年7月8日に発生した火災の原因について、綾瀬市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1号に該当するとして、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報について非公開とし、その他の部分を公開とした一部公開決定に関する処分に対して、出火経緯及び出火原因者に関する記載部分について更なる公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由及び意見について

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- ア 本件火災で社宅として賃借していた部屋が延焼したことにより被った損害に ついて、出火原因者に対して損害賠償を請求したいと考えている。
- イ 民法第709条及び失火責任法に基づいて、賠償請求を進める方針であるが、 そのためには行為者を特定し火災の経緯を明らかにすることが必須である。火 災調査報告書及び火災原因判定書はそのための唯一の証拠であり、火災経緯及 び出火原因者を明らかにして、自らの財産権を保護する手段が情報公開請求の 他になく、必要性は極めて高い。
- ウ 非公開部分は条例第7条第1号の「個人に関する情報」に該当するが、損害が賠償請求の対象となっているため、同号ただし書ウ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。「必要であると認められる」とは、公開しないことにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。
- エ 放火又は火を付ける行為は、公衆の生命・身体・安全という社会的法益に対する罪であり、犯罪行為を行ったことに関しては、プライバシーとして保護されるべき正当な権利利益はなく、出火原因者を特定し、出火経緯を明らかにす

べき公益、すなわち社会的要請は高い。

- オ 審査請求にかかる部分の公開を請求する目的は、財産権を守るという重要な ものであり、公開しないことにより保護される利益はないか、極めて小さいも のにすぎず、公開することにより保護される利益の方が優越している。
- 3 実施機関(消防本部消防総務課)の説明要旨

実施機関である消防総務課の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政情報は、平成29年7月8日に発生した火災の出火原因が記載され た行政情報である。
- (2) 火災原因等に関する内容は、火元住民の情報であり、火災原因を判定する上で作成する火災原因調査報告書には、火元住民に係る情報、発見者等のプライバシーに関する内容が記載されている。
- (3) 本件行政情報には、火元住民やその他特定個人の職業、氏名、住所、年齢、電話番号、発言、行動等の情報が記載されており、これらは個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報である。
- (4) 審査請求人は、当該情報を損害賠償請求の対象となっている以上、条例第7条第1号ただし書ウ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するとしているが、この規定は個人のプライバシーよりも当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益が上回るときに適用すべきであり、本件については、この利益が個人のプライバシーを上回るものではない。
- (5) 条例第5条において、何人に対しても公開することを前提としていることから、審査請求者の個別的事情によって公開決定の判断が左右されるものではない。
- (6) 条例第3条の規定で、市民の知る権利を十分尊重しながらもその運用の上では、個人のプライバシーが侵害されることのないよう、最大限配慮すべきことを実施機関の責務として定めている。

4 審査会の判断理由

当審査会は、本件行政情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件行政情報について

平成29年7月8日に発生した火災の出火原因が記載された行政情報であり、 具体的には以下の文書から構成されている。

- ア 出火日時、場所、火元等火災の概要を総括して記録した火災調査報告書
- イ 火災の概要、出火場所、日時、出火原因等について判定に至る根拠を記録した火災原因判定書
- (2) 条例第7条第1号の該当性について
 - ア 本件行政情報は、火元住民の氏名、生年月日及び住所のほか、出火原因、火 元住民等の供述が詳細に記載されており、これらの情報は特定の個人を識別す ることができるもの、あるいは他の情報と照合することにより、特定の個人を 識別することができるものと認め、条例第7条第1号に該当する。
 - イ 条例第7条第1号ただし書ウについては、公開することにより保護される利益が個人の権利利益を優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報について、公開することを定めたものである。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要となる。
 - ウ 既に多くの情報が審査請求人に対し公開されており、これ以上の情報を公開することによって得られる利益は多くない。また、本件火災により被った損害の請求という審査請求人の財産の保護に関わることであったとしても、公開することによって仮に得られる利益があるとしても、個人のプライバシーを制約するほどの利益があるとは必ずしも言えない。
 - エ 請求人は情報公開以外に自らの財産権を保護する手段がないと主張しているが、請求人が公開を求める出火原因者などを他の手段で入手することは必ずしも不可能ではない。

以上により、本件で公開を求める情報については、条例第7条第1号ただし書ウ

の必要性を満たしていないため、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 処理内容 |
|------------|---|
| 平成30年5月11日 | 諮問 |
| 5月23日 | - c ò n÷¥ |
| (第1回審査会) | a a a a a a a a a a a a a a a a a a a |

綾瀬市情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 備考 |
|---------|---------|
| 鈴 木 隆 德 | |
| 鈴 木 眞理子 | |
| 永 山 茂 樹 | 会長 |
| 西木昌子 | |
| 牧浦義孝 | 会長職務代理者 |